

厚生労働省 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」

島津トラステック株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの 5年間

2. 目標

目標：全従業員が、年間6日以上の有給休暇を取得する。

<取組内容>

- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年 10月～ 年間6日以上の子休取得を社内ホームページで呼びかける。
- 令和7年 4月～ 前年度の年次有給休暇取得率を集計して社内ホームページで公表し、令和7年度も年間6日以上の子休取得をするよう促す（計画期間の5年間、継続的に年間6日以上の子休取得をするよう状況把握、呼びかけ、集計の公表を行う）。